

平成 17 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 M r M a x
代表社名 代表取締役社長 平野 能章
(コード番号 8 2 0 3 東証第一部、福証)
問合せ先 取締役財務部長 中野 英一
(T E L 0 9 2 - 6 2 3 - 1 1 4 1)

役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、本日開催の取締役会において、経営改革の一環として、役員退職慰労金制度の廃止を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 役員報酬制度変更の概要

- (1) 役員退職慰労金制度の廃止
- (2) 役員賞与支給に関するガイドラインを設定
- (3) 監査役賞与の廃止
- (4) 役員持株会への拠出額のガイドラインを設定

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

本年定時株主総会(平成17年6月29日開催予定)終結の時をもって、役員退職慰労金制度を実質的に廃止します。本年定時株主総会日以降は役員(取締役及び監査役)退職慰労金の新たな引当は行わないものとします。

具体的には、本年定時株主総会において再任される取締役及び任期中の監査役に対しては、本年定時株主総会で退職慰労金の打ち切り支給について承認を得た上で、将来の退任時に就任日から本年定時株主総会日までの期間にて計算した退職慰労金を役員退職慰労金規程に基づき支給し、本年定時株主総会以降に開催される株主総会において新任として選任される取締役及び監査役に対しましては、退職慰労金を支給しないことといたします。

(2) 役員賞与支給に関するガイドラインを設定

役員賞与支給に関し、以下の5項目を当面のガイドラインとして掲げます。

- 営業キャッシュ・フローが黒字であること。
- 連結決算、単体決算が黒字であること。
- 経常利益24億円、当期純利益12億円を上回ること。
- 年間を通じて1株10円以上の配当ができること。
- 従業員賞与原資の削減がないこと。

(3) 監査役賞与の廃止

(4) 役員持株会への拠出額のガイドラインを設定

各取締役は原則として月額報酬の5%以上を役員持株会へ拠出するものとします。

(既に発行済株式の10%以上を実質的に保有している取締役はこの限りとしません。)

2．制度変更の目的

報酬の後払いの要素が強く、業績との連動性が希薄な役員退職慰労金制度を廃止し、役員賞与支給にガイドラインを設定することによって、株主の皆様から経営を負託された取締役の経営責任と、取締役に対する会計年度の成果配分という役員賞与の性格を一層明確にいたします。

監査役賞与は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を目的として廃止いたします。

また、取締役が月額報酬の一定割合以上を役員持株会に拠出することにより、当社普通株式の取得を促進し、当社の取締役が株価上昇のメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも共有することにより、取締役が一丸となって企業価値の向上に最大限の努力をし、株主の皆様の期待にお応えしていくものとします。

以 上